

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
ユナイテッド・アーバン投資法人
代表者名
執行役員 朝谷 健民
(コード番号: 8960)
資産運用会社名
丸紅リートアドバイザーズ株式会社
代表者名
代表取締役 社長執行役員 馬 舂 純 一
問い合わせ先
チーフ・フィナンシャル・オフィサー 上 菌 秀 一
TEL. 03-5402-3680

情報開示基準（任意開示ルール）の変更に関するお知らせ

ユナイテッド・アーバン投資法人（以下「本投資法人」）が資産の運用を委託する資産運用会社である丸紅リートアドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本資産運用会社が独自に定めた情報開示基準「主な開示事項と開示基準（以下「任意開示ルール」といいます）（注）」の一部を変更いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注）本資産運用会社ホームページ「顧客本位の業務運営に関する原則『重要な情報の分かりやすい提供』」
https://www.j-reitad.co.jp/img/ja/principles/PDF1_UUR.pdf

記

1. 任意開示ルールの変更内容及び変更理由

本資産運用会社は、法令又は東京証券取引所の上場規程等に基づく情報開示基準（以下「東証開示基準等」といいます。）に加え、任意開示ルールを設けていました。

今般、本投資法人の資産規模拡大、テナント分散度合いの高まり等も踏まえ、テナント異動に係る任意開示ルールを廃し、本投資法人全体の収益等への影響度合を判断基準とする東証開示基準等に揃えることとしました。

変更内容につきましては、別紙「主な開示事項と開示基準新旧対照表」をご参照ください。

2. その他

任意開示ルールの一部変更による本投資法人の業績への影響はありません。

以 上

【別紙】

主な開示事項と開示基準新旧対照表

(注) 変更前・変更後ともに、変更のある箇所のみ記載しており、それ以外の基準に関しては記載を省略しております。
 なお、下線は変更箇所を示します。

変更前			変更後		
内容 主要テナントの異動（※入居・退去共通）			内容 主要テナントの異動（※入居・退去共通）		
開示基準			開示基準		
1. 該当テナントの異動によって、将来3年（各年ベース）の①営業収益増加（減少）が5%以上、②経常利益増加（減少）が30%以上、又は③当期純利益増加（減少）が30%以上の影響が生じると見込まれる場合。			<u>該当テナントの異動が生じる将来3年以内の、いずれかの各年において、一定以上の影響（下記①～③いずれか）が生じると見込まれる場合。</u>		
2. 該当テナントの契約面積が、下表の「該当物件の取得価格」に応じた「該当テナントの契約面積割合」に該当する場合。			①営業収益が±5%以上変動 ②経常利益が±30%以上変動 ③当期純利益が±30%以上変動		
	取得価格	賃貸可能面積に占めるテナントの契約面積割合			
①	50億円以下	50%以上			
②	50億円超 100億円未満	33%以上			
③	100億円以上	25%以上			